

令和2年6月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月16日

○出席議員 15人

1番 鈴木 克巳 君	2番 狩野 光一 君	3番 渡辺 ヒロ子 君
4番 照川 由美子 君	5番 戸坂 健一 君	6番 磯野 典正 君
7番 久我 恵子 君	8番 寺尾 重雄 君	9番 松崎 栄二 君
10番 丸 昭 君	11番 佐藤 啓史 君	12番 岩瀬 洋男 君
13番 黒川 民雄 君	14番 岩瀬 義信 君	15番 末吉 定夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋 元 君	副市長 竹下 正男 君
教育長 岩瀬 好央 君	総務課長 平松 等 君
企画課長 長田 悟 君	財政課長 植村 仁 君
税務課長 齋藤 恒夫 君	市民課長 岩瀬 由美子 君
高齢者支援課長 元吉 宏行 君	福祉課長 軽込 一浩 君
生活環境課長 山口 崇夫 君	都市建設課長 川上 行広 君
農林水産課長 大森 基彦 君	観光商工課長 高橋 吉造 君
会計課長 土屋 英二 君	学校教育課長 吉野 英樹 君
生涯学習課長 屋代 浩 君	水道課長 大野 弥 君
消防防災課長 神戸 哲也 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清 佳明 君	議会係長 原 隆宏 君
--------------	-------------

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第33号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算

請願第1号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
(産業厚生常任委員長)

議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第43号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第44号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第3号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第4号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定について

発議案第5号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について

発議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

第5 報告

報告第3号 平成31年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 平成31年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について

開 議

令和2年6月16日(火) 午前10時12分開議

○議長(黒川民雄君) ただいま出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第33号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算、請願第1号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。戸坂総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 戸坂健一君登壇〕

○総務文教常任委員長（戸坂健一君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第33号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件につきましては、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件につきましては、紹介議員に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で、採択と決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、請願第1号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第43号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上8件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

[産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇]

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月12日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第43号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上8件につきましては、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第35号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第37号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第38号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第39号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい

てを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第42号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第43号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。

[職員朗読]

○議長（黒川民雄君） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第44号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

[市長 土屋 元君登壇]

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第44号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活の困窮、及び市内経済への影響を鑑み、市民生活に寄り添うため、令和2年7月1日から令和3年3月31日まで、特例といたしまして、市長、副市長及び教育長の給料の月額を100分の30減額し、併せて、期末手当の額を減額するため、

本条例を制定しようとするものであります。

以上で、議案第44号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今、市長提案の報酬の3割減額に伴って、今、全国的にどこの自治体でも、一宮町なんかは50万円減額の首長の話もありますけど、とにかく市民、国民は、また世界的にも大変なる経済。1929年の世界恐慌以来の、もう100年に一度ぐらいの恐慌の中で、確かにその中で市民も大変なる経済活動、そして収入も減。ましてや本当に大変な中で、首長はじめ三役の減額というのは分かります。

しかし、これがいつ終息するか。これが3月以降も続いていくのかもあるんですけど、取りあえず条例として3月末を基準にしたわけです。その中で、勝浦市も市長の公約の中で、市長は当初から20%カットで、そして副市長、教育長は10%カットの中で、今まで行政運営。確かに財源厳しいという感覚と市長の公約の思いの中で、市長公約には20%カットあるんですけど、副市長あるいは教育長の10%は、首長がカットすれば、それに従って、心からそれを支えていかなければいけない問題だと思っていますので、20%のうちの10%をカットしたと。そこで来るんですけど、今なぜ。30%、50%の話はあっても、今まで一生懸命やる中で10%で、何で20%に、副市長も教育長も。

市長はさらなる10%を加えて、30%。いきなり30%という話がある中で、普通だったら、当初同じように2人の副市長と教育長に関しても20%なかったのかという思いが、私はあつたんじゃないかと考えるんですけど、その辺、どう思っていたのか。

そしてこの30%は、前回の市長の公約の特別職の報酬は、令和5年7月30日までを目途として、ずっとやっていくという考えもあって、条例改正しています。しかし、この条例改正、30%は、来年の3月で、さらなる条例改正をするのか、どのようにお考えか。

まず、市長も自分の公約の令和5年7月30日までをどのように考えているかということと、副市長、教育長、その辺の問題の中で、その辺をどのように考えているか。それをお答え願いたいと思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 今の御質問にお答えしますが、まず今回、コロナウイルス感染が拡大する前にも、勝浦市の財政力は、私も市議会議員を4期16年させていただきました。非常に財政力が厳しいということは十分承知しておりましたし、そういった中で少しでも、報酬というのは対価の報酬ですからね。そういった中、勝浦市は80万とありましたが、やはり勝浦市の財政力及び規模にとっては適正じゃないかという思いがありましたし、これは、私が強く推し進めた山口和彦さんの政治信条。やはり自分の報酬を減らして、市長の報酬を減らして、あすの子どもたちのための原資を少しでもつくりたいという思いと全く変わらないところがあります。

そういった意味で、今回、就任当時から市長公約の20%は、やってきていました。それに対して、やはり副市長、教育長から、10%、一緒になってという思いがありまして、そのようにここまできました。さらなる絆を深めるために、新型コロナウイルスで今回、さらに財調が厳しいのは痛感しましたので、少しでもその思いを私たち特別職が負って、あらゆる対策の少しでも

原資になればとの思いでございます。

ただ、市長の選出方法と、副市長、教育長は違います。この市長の公約は、副市長あるいは教育長の報酬を拘束するものではありません。私の公約は、市長の報酬を20%削減することは、政治信条です。その中で懸命になって職務を全うするということは、私の政治信条ですので、どうぞその辺を御理解いただきたいという意味で、私は考えておりますから、来年の4月以降、これはもしかしたら20%以上の、もっともっと厳しい勝浦市財政、あるいは経済情勢があるか分かりません。終息に向かっていけば、当初の公約どおり20%減、市長の公約だけは報酬を、月収を減らしていくというふうにしていきたいというふうに思いますし、副市長、教育長は全く別という発想で、私はいます。

あくまでもサポートしていただく、勝浦市の市民の幸せと勝浦市の発展のための副市長、教育長の両面からの支えというもので、最初から報酬が決まっているわけですから、そういった意味の中で、市長としては、自分の公約として市長公約20%をやっていくと。しかし、副市長、教育長の選出方法も含めると、これについては、ぜひ御理解いただきたいという思いがございます。政治信条をそのまま貫き通して、悪化するような勝浦市財政がないように、懸命に努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 市長は自分の公約だから、副市長、教育長の問題はどう協力してもらうかという話で今、それは理解します。

副市長、教育長で今回、30%で、今、10%下げています。市民のために10%下げさせていただいていることについては感謝いたします。しかし、来年3月31日、これは市長が答えるべきか。あるいは教育長、副市長の考えも、この条例を出してくるからには将来を見込むのが、政治的判断だと私は常日頃思っています。

その中で、この条例の後、現状の10%でいくのか。あるいは全くのゼロベースに持っていくのか。これは市長の答弁もそうですけど、教育長、副市長の考えも、市長に対する思いとしてお聞きしておきたいと思えます。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） これは先ほどの答弁で言いましたように、副市長、教育長が独断で判断することではありません。あくまでもこの30%は市長判断でございます。そういった中で、来年の4月以降の判断も私の判断で、従ってもらわないといけません。そうした判断に従ってもらわなければ、職務を全うできないと、副市長も教育長も考えていただけたらと思います。私の判断に従ってもらう。これが三役の三位一体、やっぱり心が一つ、そして考え方一つという中で進んでいただくといった中で、パワーアップしていきたいということで、寺尾議員もぜひ御理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今の市長答弁の中で、私の判断でそれをお願いするという強い言葉をお聞きしました。市長もある面で、全くゼロの話の考えではないのではないかと私は思うんです。人間なんて、そんな考えないから。将来を見据えたときに、100%できなくとも、こうしたい、ああしたいという思いあるわけです。要は言っていることは、どのように3月以降、それはコロナの問題が確かに重要案件になってきますけど、3月までという規定で条例をつくっていく以上、その

後は今の10%を20%に戻すのか。あるいは全くのゼロベースにするのか。そういう話をお伺いしたいのと、仮に市長は20%切ったときに64万円の月額報酬で、ある面では副市長のほうが多くなっちゃうんです。期末手当まで私も計算させてもらって、来年の3月以降、ゼロベースになると。

そこで、果たしてどうなのかと。そこで、副市長の気持ちも聞いておきたいというのはあったんですけど、市長はどうもかばって、答えを求めない話もあるんでしょう。そうしたら来年の3月まで、私も保留しておいてもいいんです。市長は副市長、教育長をかばいながら、トップとして、やっぱり三位一体であるのであれば、親分がこの道を進むのであれば当然、露払いから何か、すべき問題はあろうかと思うんです。先頭に立つ人間が露払って、その後を市長がついて、その後ろを守ってという状態が、やっぱり管理者の生き方ではないか。要するに公人が、私欲とは言わないですよ。自分のことを考え、私欲に走ったら、いい判断はできないのではないかと思いますので。

市長にこれ以上言っても、自分が責任の中で全部フォローしているような状態で、議長も答弁を求めてくれないから、いけないでしょうけど。そういう中で仮に計算数値からいきますと、市長が30%を切って、来年の3月までやって、その後20%。そして、副市長、教育長がゼロベースに戻したときに、4年間でもらうものが、市長は92万4,000円ぐらい、今の状態よりも低くなります。その後、ゼロベースでいったときに、副市長が114万円、そして教育長が107万円。これは10%を切るお金の以上に、それがプラスという展開になってきますので、その辺を3月までの回答として、私も再度3月に質問しますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁はいいです。市長に言っても、同じ回答しか出てこないの。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。ここまで鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 前段者と同じようなダブる質問はあるかと思いますが、それはそれなりに、無会派ということで個人個人なんで、よろしくお願ひします。

私のほうは3点ほどお聞きしますが、まず1点目として、市長が就任して市長公約として20%削減、それに付随して副市長、教育長が10%削減しますということが、昨年9月の定例会で議案となり、条例化されました。このときの条例は、令和元年10月1日から令和5年7月30日までの間、市長は20%、そして副市長、教育長については、10%のカットをするということの条例が現在、生きています。今回提案されたのはこれに、市長については10%上乘せ、副市長、教育長については20%上乘せということについて、提案理由がございました。

しかし、この提案書を見ますと、特別職の職員の給与の特例に関する条例が昨年つくった条例ですが、これは廃止するとなっています。当然、今回のコロナ問題に対応して、そして市の財政状況を考えてのプラスであれば、この条例は廃止せずに、市長にさらにプラス10%、副市長、教育長にはさらにプラス20%という追加した条例の議案が出るものと思っていましたが、現行の令和5年まで対応している条例を廃止するということが、私は絶対納得できません。ですから、この条例案を提案し、前回の条例を廃止するという理由について、まず一点お聞きします。

そして今、前段者も申しておりましたが、市長については今回提案されたのは来年3月31日をもって、この条例はなくなるので、その後についてはどうするかといいましたら、市長の公約ということで、20%は自分は堅持するということを言われましたが、副市長、教育長については、市長の責任で対応するというふうな内容でありました。私はこの副市長、教育長、先ほど前段者

も答えてくれと言いながらも、議長から指名がないので答えませんが、私はそれぞれの方に、自分の考えとしての思いを聞いてみたい。それは議長、ぜひお願いします。

そして、提案理由の中にあつた新型コロナウイルス対策のために、本年度の措置をして、この条例案を出しましたが、これは私から見れば、来年度から2年4か月、2年5か月マイナス1日です。2年5か月のものを、先ほど前段者も言っていた10%削減するために、今回、あえて20%上乘せして、市民には今の三役、非常に素晴らしいと言わせておきながら、来年の4月以降はゼロ%にするのが目的ではないかというふうに思えて仕方ありません。これが通るのであれば、市民からの市行政、そして三役に対する信頼は、全くなくなるとしか思えません。

何かにつけて、予算がないからできない。公約実現もままならない。まだ今のところ、市長公約の実現はできていません。それはいろんな事情があるんでしょうから、まだまだ期待しておりますが、このことについて、私は市長、副市長、教育長それぞれに答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 質疑の途中でありますが、11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 特別職の在り方については、来年の3月まで、今のコロナウイルスの現状を鑑み、さらなる減額して、少しでも市民生活といったものに出せる原資にしたいという思いで、私をはじめ、副市長、教育長が理解していただいたということでございます。あくまでもこれは、コロナがどういうふうになるのか、終息段階、まだ全く見えていませんが、基本的に明るい予想もしていかなくちゃいけないという中で、来年の4月以降については、私は政治信条で、勝浦市の財政力がこんな厳しい。財調もこんなにかというふうな状況を踏まえると、政治信条として、やはりそれを続けていくということやっていきたいと。

しかし、それを支える副市長、教育長については、自分としては報酬まで一緒に云々ということは考えていません。組織が違うし、親分子分のやくざの世界でも違うし、民間でも違うし、あらゆるところで違って、じゃ課長の中で、俺20%カットするといつて、そういうことを認めていたら、チームの和もなくなってしまうということになってしまうから、あくまでも市長が行政マンをまとめて、特別職を踏まえて報酬の在り方といったことを考えて提案し、理解していただくというスタイルは、変えていきたくないですし、また、そのようにしていきたいというふうに思います。

ただもちろん、議員の皆さんからたくさんの意見を頂いた中で、それを真摯に特別職3人のみならず、課長も全部、意見を真摯に聞いていますので、そういったことを自分の血潮にして、より市民の幸せと勝浦市の発展のために、市の特別職及び職員の報酬はどうあるべきかというのは自問自答していることになっています。

そういった中で、個人の考えというよりも、市長がどのように取り組むかというふうな中で、理解していただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） まず、特別職の報酬の在り方でございますけれども、特別職の職員の報酬の額というのは、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期する必要があると、事務次官通達が出ているところでございます。したがって、勝浦市においても、特別職報酬等審議会の議を経て、答申を受け、市として額の決定をしたものでございます。この条例で定められた額によることに、私は妥当性があるというふうに感じております。

そうした中で、特別職としての副市長また教育長が、給与減額を行うことにつきましては、政治的な絡みの中ではなく、あくまでも市政運営上の特別な事情が生じた場合において、限定的に行うべきであると考えているところでございます。今後におきまして市政運営上の特別な事情が生じた場合には、その時点で判断してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、岩瀬教育長。

○教育長（岩瀬好央君） 副市長のような専門的なところは、ちょっと答弁できませんけれども、要は前回の9月、そしてまた今回の減額につきましても、市長の判断の中でそうしたところがあったと思いますので、それを私も感じて、同意をしたというところでございます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（鈴木克巳君） 答弁漏れ。現条例を何で廃止するのか。廃止した理由。

○議長（黒川民雄君） 答弁漏れがあります。条例の廃棄の関係について、執行部より答弁を頂きたいと思います。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 市長は20%、そして副市長、教育長が10%という形の中で、昨年の9月、条例改正をしたところでございますけれども、それにつきましては今現在、30%にしたことによって、現条例、一部改正条例については廃止して、新たな形の中で30%というのを提案させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） なかなか難しい質問になっちゃうんで、平らに質問させてもらいたい。今、市長から、そして副市長、教育長から、それぞれの自分の考えの中での答弁を頂きました。いきなりの、通告もない中でしたが、私がまず何でこれについて、ちょっとおかしいかなと思っているのは今、最後に答弁漏れがあった昨年制定した今現行の条例は、令和5年7月30日までにおける条例制定であったということは、市長の任期いっぱいまで。市長は20%というのは自分の選挙公約。先ほど言われましたが、それに付随して副市長、教育長も、市長からの話を協力してもらって10%カットしているという。それで、いっているんですね。

それが今回、コロナウイルスの問題について、これは非常事態だ。勝浦市にとっても非常事態だという中において、さらに10%と20%を上乗せして、三役それぞれが、もとの条例の80万円、65万円、61万円に対して、30%減額しましょう。ただし、それは今年度限りという時限的なものということで、今回提案されているんですが、全く腑に落ちないのは、今現行で生きている条例は4年間、そのものなんですよ。これ金額的なもの、条例の制定というのは、これが該当するかどうかは定かではありませんが、条例や法律の施行する基本は、不遡及の原則というのがあるんです。それは、できたものを遡ってなしにするということは、法律上考えられない問題です。そのことをどういうふうに理解して、この条例を廃止したのか。廃止するのではなくて、20%、10%は残した上に、コロナウイルス対策として、さらに上乗せするのであれば、それは本当に市

民から賛同を得られます。ですから、あえて副市長、教育長が20%にする必要なんか全くないと思います。

新聞報道によっても、ほかのところの市は、既に減額している市長、三役の給与をカットしているところは、このコロナウイルスに合わせて、いろいろ対策が出ていました、新聞にも。ある市長は、私なんかはもう既にやっているから、このコロナで特別にやらない。既に市の財政状況を考えて減額しているんだ。ですから、あえてコロナ対策としてはやらないけど、その前から市のことを考えて、やっているという新聞報道もありました。

ですから、もし、これを提案するのであれば、この9か月間、市長と同じ10%だけ上乘せして、副市長20%、教育長20%で、私はこれだって十分、理解できるものです。それをあえて30%にしたところが、やはり分からなくなっているんです。それは何か。先ほど前段者が話していました。計算されているんです。何の計算かといいますと、今現行のまま推移していくことについて、ちょっと計算します。現行のまま推移していった場合、4年間、令和5年7月30日の1日の減額していないので、数字はちょっと変わります。現行額でいった場合、4年間で、市長の給与総額は3,350万5,600円。副市長は3,062万6,213円。教育長は2,870万1,523円。これは期末手当全部入っている数字です。これは私のほうで計算しました。

これだけでいけばいいんですよ。それをあえて市長は1割上乘せすることによって、これから1割分で92万4,700円が減ってくるんです。ですから私はここへ、はっきりと市長は来年3月になったら、また、それはその状況で検討しますとっておりますが、これを現状の条例に戻す。いわゆる市長は20%、副市長、教育長は10%を、この期間はやっていくんだということの担保をもらわない限り、今回の条例案については、賛成しかねます。それは私の考えでもあるし、私と寺尾さんが、ここのところ毎日、弁護士を入れて話をした結果です。弁護士費用も後で出てくる政務活動費に上乘せしようかなと思っているんだけど、それは別としてもね。ちゃんと領収書もらってあります。

そういうことにおいて対応することが必要だと思いますので、市長にもう一度お聞きしますが、今回の条例案、恐らく可決していくでしょうから、来年の4月1日から、あと2年5か月、このところについては市長は約束しました、自分の公約ですから。そして、先ほど言われたとおり、そのときに自分の考えで、副市長、教育長の給与減額については考えたいということでしたが、私はここで、はっきりと現状の20%、10%マイナスに戻すということをおっしゃっていただきたいというふうに思っています。

それで、やっぱりこのコロナ対策、非常に大変なことです。そして、これはまた後でも出てきますけれども、市長の思いが議会の中で伝わって、特例措置としての対応をしています。これは、確かに評価できるものがたくさんありますが、自分自身の給与については、それぞれの副市長、教育長も一緒になって考えていただきたいということを申し上げます。

ですから、このことが来年の4月以降、現状に復帰することを基本として対応するかどうかをお伺いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 鈴木議員からの御意見は慎重に拝聴することにしておきます。ただ、私としては今回、20%、10%、10%の9月の報酬条例を、やはりそれだけじゃ厳しいと。もっともっと市民は厳しいんだということの中で、30%という案を提案し、副市長、教育長にも理解していた

だいたということでございます。そのぐらいやっぱり今、厳しい。厳しいことをあと3年間も続ける予想はしていません。それでは暗くなってしまいます。ですから来年の3月、9か月間で本当に終息に向かうかどうか、これも分かりません。そのために、ならないように、やはり議会と執行部が力を合わせて両輪として、この対策をしていかなくちやいけないといった議論に多く時間を費やしたい。特別職の報酬については来年度以降、私は20%、もしかしたらまだまだ悪化したら、もっともつしななければいけないのかも分かりません。そのときの情勢に応じて検討させていただきますことを含めて、これが今の考え方でございます。ぜひ御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（鈴木克巳君） 不遡及をどう考えたのか。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 決して、遡及して廃止しているものでございませぬ。そのように感じております。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 寺尾議員と私で、このことについては、ほかにもまだあろうかと思えますが、相当時間を使ってしまったので、まだまだやることはいっぱいあるので、これは一応、質問は終わりますが、今、市長が言ったとおり、私はこれを来年3月のときに考えるのではなくて、今は大変な時期だから上乘せしたと。それを戻すのは、今、廃止をしてしまう特例条例に、もう一度戻すべきだというふうに考えていますので、答弁もらっても、同じ結果しか言えませんが、私はそう思います。ですから、これを担保されない限り、私はこの議案に対しては、賛意を表明できません。今、そんな考えでいますので、答弁は要りませんが、以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。鈴木克巳議員。

〔1番 鈴木克巳君登壇〕

○1番（鈴木克巳君） ただいま議題となりました議案第44号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

まず、この条例制定案については、令和元年9月26日条例第8号の特別職の職員の給与の特例に関する条例を廃止し、新たに、特別職の職員の給与の特例に関する条例を制定しようとするものであります。

昨年9月に制定した条例は、市長の選挙公約である市長任期中における市長給与20%削減を行うための条例制定であり、市長給与20%削減に付随した副市長、教育長の給与を10%削減するた

めに制定された特例条例であります。この条例は令和元年10月1日から施行され、令和5年7月30日まで、つまりは市長の任期に合わせて制定されております。この条例制定は、市長の選挙公約を実施した最初の行動であり、市民からは高く評価されておりました。

この条例施行から、まだわずか8か月半しか経過しておりません。現在、市長就任から10か月半。この間、今年に入り、市長の選挙公約実現に着手することに大きな期待がありましたが、1月末の新型コロナウイルスが最初に発症した中国武漢市からの日本人帰国者に対する一時滞在先となった市内のホテルへの対応をはじめとして、あらゆる場面で苦渋の決断を余儀なくされ、その後、マスコミでも大きく取り上げられ、国からの特別な支援も約束されていましたが、新型コロナウイルスの世界的な蔓延と、日本全体における感染拡大により、日本における非常事態宣言発令となったこの事態の中、市長の市政かじ取りは波乱万丈な幕開けとなり、大きな試練に立たされているものと推測いたします。

そのような中、市長及び市政を取り巻く環境は大変厳しいものがあることは、我々市議会や市民全体が十分承知をしているところであります。このようなことは、日本の中央から中小の全国の自治体に対し、同じような対応に迫られています。我が千葉県においても、首都圏という中で、新型コロナウイルスの陽性者が連日、確認されております。そんな中、新型コロナウイルス感染症拡大阻止のため、その対策も各自治体独自の対策を実施しながら行われており、その一助とするための自治体首長や議会議員の対応なども報道され、過日においては、県内の首長などの給与削減策なども報じられている中、県内37市中24市では何らかの削減策が示されている中において、勝浦市は未定との報道がありました。

そのような中で、市長、副市長及び教育長の給与については、さきに述べたとおり、市長の選挙公約の実行の一環として、既に給与減額が行われていた状況の中で、新たに三役の給与を、時限的ではありますが、来年3月までの9か月間に、それぞれ全員が30%削減を提案したことは、市民に対しても大きな力になるものと思っておりましたが、この条例案の制定は、昨年制定し、市長の任期である令和5年7月30日までとしていたものを廃止し、新たな条例の執行期限は令和3年3月31日、つまりは今年度の残り9か月に限定し、残り令和3年度からは、市長の公約20%削減のみで、副市長及び教育長については、削減対応なしについては、具体的な説明がありません。幾らコロナウイルス対策に対応するためとはいえ、さきの公約による条例を破棄し、新条例を制定することについては、納得できないところであるため、本条例案については反対の意思を表明いたします。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手多数であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第3、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年9月30日をもって、人権擁護委員 谷敏夫氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、新たに後任に、西川辨雄氏を委員の候補者として、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

西川氏の経歴を申し上げますと、平成13年3月に立正大学仏教学部を卒業後、僧侶として、鎌倉妙本寺、小湊誕生寺を経て、現在は勝浦本行寺にお勤めされております。

また、平成31年4月から、勝浦市青少年相談員の任に就かれ、地域の青少年の健全育成に貢献されるなど、今後もさらなる活躍が期待されており、その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第4、発議案を上程いたします。

発議案第3号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

てを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。寺尾重雄議員。

〔8番 寺尾重雄君登壇〕

○8番（寺尾重雄君） ただいま議題となりました発議案第3号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

勝浦市においては、本年1月末の中国武漢市からの帰国者の一時的な滞在先として、市内のホテルが受け入れたことについては、皆様御承知のとおり、市長も苦渋の決断であったと言われております。ホテルや勝浦市の英断などと、テレビをはじめ多くのマスコミから称賛の声が報じられている中、全国に先立って、新型コロナウイルスの影響と、その問題に直面いたしました。

そして、その後の新型コロナウイルスの世界的な蔓延と、日本国内全域にわたる感染拡大は、国内のあらゆる産業に対しての影響が甚大であり、深刻な問題となり、勝浦市にとりましても、市民生活はもとより、市内経済、市内産業に対する影響は深刻であり、計り知り得ない状況となっています。

そのような中、国において、4月7日から5月25日までの間、緊急事態宣言が出されました。この緊急事態宣言が発令されている中において、勝浦市としても、国の政策において地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を積極的に行っているということではありますが、新型コロナウイルスによる感染症の終息が全く見えない状況の中においては、市としても、さらなる対策の強化が図られていかなければなりません。

また、この感染症の終息が見えない中では、これから本番を迎える夏季観光をはじめとし、今後の観光関連産業、漁業、農業、商工業等、あらゆる事業者への先行きと市民生活にも、大きな不安があります。

そのため、勝浦市議会として、今こそ全議員が一団となって、新型コロナウイルス対策と市民への支援の姿勢を示すことが、大変重要であると思っております。

そのため手段として、一定の期間、議員自らが議員報酬を削減し、削減額は少額であります。市が行う新型コロナウイルスの感染対策に充て、深刻な影響を受けている市民や事業者の方々に、市議会としての姿勢を示そうとするものであります。

提案する削減額は、現行報酬の10%。減額期間は、本年7月から来年3月までの9か月間としようとするものであります。この案に伴う削減額は、15名の議員全体で9か月の議員報酬と12月の期末手当を含めて、506万6,200円となります。

以上申し上げました理由により、本案を提案した次第ではありますが、よろしく審議の上、議員各位の賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。鈴木克巳議員。

〔1番 鈴木克巳君登壇〕

○1番（鈴木克巳君） 通常、反対討論があつての賛成討論になろうかと思いますが、質疑もなければ反対討論もなし。皆さん、いかがお考えなんでしょうか。私は、ただいま議題となりました発議案第3号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

議案提案の説明にもありましたが、勝浦市においては、本年1月末の中国武漢市からの帰国者の一時的な滞在先として、市内のホテルが受入れ、市長もこの武漢市からの帰国者受入れについては寝耳に水との中で、苦渋の決断により受けざるを得なかったと言われておりましたが、このときから、新型コロナウイルスの影響と、その問題に直面することとなりました。

そしてその後、全世界に拡大した新型コロナウイルスの蔓延と日本国内全域にわたる感染拡大は、国内のあらゆる産業に対し深刻な大問題となり、勝浦市にとりましても、市民生活はもとより、市内経済、市内産業に対する影響は深刻な状況となっています。

このような中、国においては4月7日から5月25日までの間、緊急事態宣言を発出し、勝浦市としましても、まずは感染拡大防止のための対策を行うとともに、国の施策でもある地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策を行ってきているところではありますが、新型コロナウイルスによる感染症の終息が全く見えない状況が続いており、これから本番を迎える夏季の観光をはじめとして、観光関連産業、漁業、農業、商工業等、あらゆる事業者への先行きに大きな不安があります。

これを払拭するための手段としては、新型コロナウイルスに対応したワクチンや治療薬の完成を待つこととなりますが、コロナ疲弊している市民生活、市内経済の復活のためにも、市議会として、今こそ全議員が一団となって、支援の姿を示すことが大変重要であると思います。

そのための手段の一つとして、議員自らにおいて、一定の期間となりますが、議員報酬を削減し、市が行う新型コロナウイルスの感染対策に充て、深刻な影響を受けている市民や事業者の方々に、市議会としての姿勢を示そうとするものであります。

提案されている削減額は、現行の報酬額の10%。削減期間は、本年7月から来年3月までの9か月間となり、削減額は、15名の議員全体で、9か月間の議員報酬と12月の期末手当を含め、506万6,200円とのことであります。

議員報酬の問題については、平成23年3月議会で現行の報酬額に削減することが議決され、当時の決定は条例そのものを改正したことから、報酬額は固定されております。

これを、現在も市議会議員の報酬は削減し続けている。1割削減しているんだというような御意見もあるようですが、それは当時、平成23年3月議会では、特例条例ではなく、条例そのものの額を減額したことによって、現在は減額されているものではなく、固定化された報酬額となっています。

その後、一昨年には、報酬審議会により、平成23年3月に削減された以前の報酬額に戻すことの妥当性の答申を頂きましたが、結果的に議会としては発議及び提案をされなかった事実があり

ます。

現状の勝浦市議会議員報酬は県下一低い。この報酬額では議員の成り手がいなくなるとの声も聞きますが、片や市民からは、さらなる報酬削減を求める声も聞こえてきます。

いま一度、市民から信頼される議員活動を、現職議員一人一人がその自覚のもと、行動することが求められています。

以上、申し上げましたことにより、本案は、今必要とされている議会人の決定すべきことであると思います。

よって、この改正案に賛成することを表明し、討論いたします。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第3号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手少数であります。よって、発議案第3号は、否決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、発議案第4号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。岩瀬洋男議員。

〔12番 岩瀬洋男君登壇〕

○12番（岩瀬洋男君） 議長より御指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第4号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルスの感染拡大により、厳しい生活を余儀なくされている市民の皆さんの立場を踏まえ、市議会として、本年度の政務活動費を新型コロナウイルス対策の財源に充てていただくため、早期に返還し、併せて今年度は行政視察の実施を中止とし、行政視察に関する予算全額を減額しようとするものであります。

よろしく御審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 発議者に何点か質問させていただきます。まず、この改正条例案が提出されることについて、我々が1割カットしての反対ということもあつての話だと思うんです。ただ、3会派で、私もその中の、議運の中で、皆さんが議長に出された中、2会派、まず勝寿会さんは12万円の政務調査費、その特例に関する条例案と視察予算の削減ということで、これは皆さんが議

長宛てに出されたものですね。新政みらいさんは後にして、まず市政同志会、10年前から1割減の報酬削減と、それに伴う可能な限り政務調査費の全額、常任委員会の視察等が望ましいということで、議長宛てに出された。

その中で新政みらいさんは、政務活動費の特例に関する条例の制定についてはなされてなく、ただ会派としての報酬や期末手当の減額に対する提案は行わない。議員報酬、期末手当の減額による対応は行わないという中で、何ゆえに代表者として岩瀬洋男議員の会長が、発議者として立ったのか。その理由についてお伺いしたいのと、それはいろいろ理屈はあるんでしょう。

そして、この条例が制定する途中での、私は2人しかいない鈴木克巳議員と、ほとんどもう使われているのも、すぐ明細が出せます。これを戻せという、この2条の中で。執行の見込みがないものについては、年度途中においても収支報告及び提出で返還するというので、2条にうたわれているわけですね。それをもって、条例改正しようとしているのかということ、これをいつ戻すのか。戻せといっても、私たちは実際、戻せません。その中で、いつ何どきにどういう設定で戻していくのか。

そしてもう一点、政務活動費は市議会の議員のための活動費であって、議会活動のための政務調査費。議員報酬は唯一、自由に使える議員報酬であります。そういうものを何ゆえに、報酬を戻せと、また、やめましょうというのか。

そして、今読み上げた発議案の2条の内容について、執行の見込みが、いつ何どき、どのように行われるのか、その辺を説明願いたい。

そしてもう一点、確かに時限的に、来年の3月までを目途として、この条例改正になっています。先ほど来からも、執行部提案の給料に関しても、さらなるコロナ対策、要するに政務調査費は議会活動のためであって、この議会活動の活動費を止めるに当たって、さらなる止め方も当然、考えていくのか。そうしたら、議員の活動なんて、報酬もらったから今度は報酬でやります。報酬は報酬で、活動は誰でもできます。ただ唯一、与えられた政務活動費です。それを切るのであれば、それを残して、報酬を切ったほうがいいんじゃないかという考えで、先ほど提案させてもらったんですけど。今の質問に対して、お答え願います。

○議長（黒川民雄君） 質疑の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。岩瀬洋男議員。

○12番（岩瀬洋男君） それでは、寺尾議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、質問は3点だったと思います。私なりの理解で答弁させていただきますので、もしポイントがずれていたら、また後で御指摘ください。

1つ目が、会派代表者会議に我々の会派の意見を出したものが、いわゆるこの政務活動費のことが、入っていませんでした。にもかかわらず、今ここ、発議者になっているのはどういうことかということだと思いますけども、会派代表者会議のときに、議長のほうから、その方向性を今日、出したいということがありまして、その中で、寺尾議員御承知のように4人で話し合いをして、最終的には多数決で、この方向が出ました。その際に、私は最終的には、政務活動費の返還に関

しまして賛成しておりますので、その段階で、その意見論者ということでございますので、今回、発議者を誰にするかというときに相談があって、その中で調整して、私が発議者になっているということでもあります。

それから2つ目は、いつ政務活動費を返還するのかといった内容だったというふうに理解をしたんですけど、これは今回、新型コロナウイルスの対策のための費用ということでございますので、この発議案が可決されれば、できるだけ早くということになりますけども、何月何日までということに関しましては、また議会の皆さん方の同意を得て、日付を決めていただければいいかというふうに思いますが、あまりタイミング遅くなっちゃうと、何のためにということもありますので、できるだけ早く返還できるようになればいいかなというふうに思っています。

それから、今、政務活動費は、何で政務活動費の返還なのかというような内容の御質問だったというふうに思うんですけど、現在、勝浦市議会の中で、政務活動費の使われ方というのは、私も議長2年間やらせていただいたんですけど、ほとんどとっていいぐらい、視察費に充てられているということを理解しています。

今、これを例えば視察に充てられるとすれば、相手の市の担当者にいろいろまた御迷惑かけたりして、施設見学すれば、施設の方々ともまた会って、お世話をかけなければいけないということで、今まさに、県をまたいでの交流がためらわれている中で、今年の秋から来春にかけて、時代がどういうふうに動いていくか分からない中で、視察に行くのがどうかなというふうに思いました。必ずしも歓迎されないことも多いだろうということでもあります。

そうであれば、政務活動費は全額で180万円という、財源確保としては限定的な金額ではありませんけれども、それでも、少しでも早く返還することで、私たちの姿勢を市民の皆さんに伝達できるのではないかとということで、政務活動費の返還ということを考えたわけであります。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） マスクをとらせてもらいます。何か聞いているほうでも、分からないとかいうんです。

要は今、発議者のほうから回答を得た状態であるんですけどね。実際、政務活動費、私たちは2人しかいないんですけど、ほぼ見込んで、そして使っている状態です。確かに勝浦市議会の視察関係、視察の件は相手方があったり、コロナの、先ほどの議運の中でも私も述べたように、確かに7月から、この15日から、観光のほうの重点策として国のほうも力を入れてくる中で、視察がどうかと。コロナあつての視察であつては困るというものは、確かに理解するからいいんです。ただ、勝浦市議会が視察だけの観点という概念を、私自身は持っていません。なぜかといいますと、私も、ちば総研の本は前から5,000円ずつ買って、それは計上されていないけど、今年は計上します。

そうした中で、毎月5,000円ずつで6万円ですよ。そして視察を入れ、今はいろんな折り込みをして何回か、もう4月には本当は始まっている状態です、私たちはね。そこで、今回の条例改正において、執行の見込みがないものについては、年度途中であっても収支報告書の提出及び返還を求めるといったときに、それをどこの基準でどうするか。もう、ある面では、ほとんど使い切っている状態。だから、使い切っているところは、それでいいという話なのか。あるいは、この条例改正自体が、具体的にもっとびしっとしたもので返還要求とかいろんなもの、ないわけですよ。それが、皆さんのところは視察をやらないからもっているのか。配られたという話も聞いて

います。もう市長名で4月に執行していますからね。それは使っていないものは、みんなで協議の……。

よその議会でも、3日もたたないうちに政務調査費が発生して、戻したという、我々の状況の中でも認識しているんですけどね。そういう状態じゃなくて、勝浦市は4月から始まって、この6月まで、少なくとも3か月間で政務活動は、私たち2人は行っているつもりです。ほかの人は知らないんですけどね。それは自分の個人的な金でやっているという思いと。そして、これを先ほど180万円の予算といった政務活動費ありますけど、それをコロナ対策の予算として、少ない多いじゃないです。目的がどうもはっきりと見えないわけですよ。

要するに、予算計上しようとしても、会派に配られて、その会派は、私たちは全員戻します。ただ、あるところは、私たちみたく使っちゃっている。その辺をどのように区分していくか。その辺の条例的なものが、ちょっと違うんじゃないかなと。違うんじゃないかなというのは、執行の見込みがなかったものについては、年度途中であっても収支報告及び提出すると。見込みがあったら、どうするのかと。その辺、答弁お願いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬洋男議員。

○12番（岩瀬洋男君） 議会の中で、こういう形で発議をして、皆さん方に可決いただいて、本当に全額返還できるような形が、個人的には、発議者としては一番いいかなというふうに思いますが、今回、今、寺尾議員が言ったように「返還することができる」という表現にしているのは、まさしく今言われたとおりでありまして、配付というか、もう各会派のほうに行っちゃっているお金を遡って返せということは恐らく、法律的なことは分かりませんが、言えないと思いますよね。実際使っちゃっているのに、それを補填して返すということは、できるかもしれませんが、そこまで強要するものではないというふうに思います。

足並みがそろわないということは、あるかもしれません。それも含めてなんですけど、少なくとも、さっき言ったような形で使われているところがあって、まだ使われていない会派もいらっしやるとすれば、早くそれ返還して、その対策のために使ってもらおうということでございますので、見込みがあるということも含めてですけど、その部分は引いていただいて、返還していただければよろしいんじゃないかというふうに思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） わずかこの2条の問題で当然、議論、あれしなければいけない問題です。そこで、今も発議者のほうで出したもの、確かに、出したものはもう債権発生しているわけですよ。これを返せということになると、先ほど来から出ている遡及の原則に値していつちゃうし、それを条例化することもできないと思うんです。だから、これをもう少し全員の中で協議しながら、我々の提案とのすり合わせがという面で、私も今、ここで質疑している状態なんです。

今、発議者も分かるように、使ったものを返せということは、お金あるんじゃないんです。これはできないんですね。できないものを返せということは、先ほど来、鈴木議員のほうから、我々もやっぱり議員活動として命がけで、一生懸命は命がけですから。それにはお金云々じゃないです。弁護士まで聞いて、どのような対策でどのようにということはあるもので、聞いているんですけど。ただ簡単に、戻しましょう、戻さないよというんであれば、一旦、この発議の問題は今や本議会にかかっちゃっていますから、なかなか難しい中で、できればやめてもらいたい。それだけの一点です。答弁はいいです。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今日は寺尾議員と私だけしか、マイク使っていないようなんですけど、あえてまた、質問をさせていただきます。前段者とダブる部分はあるかとも思います。

まず、聞きたいのは、発議者代表である新政みらい会長の岩瀬洋男議員に、個人的見解も含めて結構ですので、お聞きしますが、そもそも政務活動費とはどういうものか。あなたの理解度をお答えください。

2点目として、本年度の政務活動費を途中で返還するということは、確かに言われたとおり、議員としてコロナ対策に充てるための費用にすると。これを返還して、市の当局のほうでコロナ対策の一助としようという内容は分かりますが、先ほども出ていました、もう既に4月に遡って、全議員の会派に対して、支払いが行われている。要求もして、支払いが行われていると。要求をしたということは、議員活動するために要求しているんであって、4月の時点でも、既にこのコロナ問題は、もう大きな問題としてある中において要求しているんですから。今回提案された、途中で返還するということは、議員としての活動を途中でもうやめるというふうな宣言をしたようなものだとは私は思います。今年度、もう議員活動はやらないんだ。議員としての報酬はもらっていないながら、そして政務活動費をもらっていないながら、やらないんだ。やらないから返すんだというような提案だと私は理解しています。

今言われたように、勝浦市議会の政務活動費の使用実績は、主に視察経費だけのものが多いと。それも事実だと思います。しかしながら、この活動費を活用した本来の議員活動は、どのように考えているのか。提案者、本来は提案している11名の議員全員に聞きたい、私はそう思います。議長が指名するのであれば、全員に指名してもらいたい。今思う自分の立場である議員としての立場の、この政務活動費に対して、個人個人がどのように思っているのか、全議員に聞きたいと。しかし、それはできないでしょうから、代表して発議者に聞きます。

そして、もう一点、満額の12万円が既に支給されていて、政務活動費については年度末に、いろいろな議員活動をやって、最終的に余ったものは返還しますというのが、これが通例であります。そこで精算をして、返す。それを途中で返すというような条例案ですので、これは全く認めるわけにはいかない。前段者が言ったように、我々はもう4月1日に、さきの「市政の現状」という我々の議会活動の報告書を4月1日にもう印刷発注して、4月に配りました。その費用はもう既に6万円を超えています。そして、この議会が終わった暁には、もう原稿をほぼつくってありますが、今回の議会の状況をつぶさに市民の方に報告するために、さらにまた六、七万円使う予定があります。さらには、寺尾議員が言ったように書籍の購入、それらを含めると、もうほとんどないんです。

なくなったものは私費でやるしかない。ただ、これが認められている政務活動費を使って、議会活動をやるということについては、我々も、視察だけが議会活動ではないという中で行っていますので、恐らく私と寺尾さんの12万円は、一銭も市には納付できません。そういうことで、政務活動費の一環として、正当な支出をしています。これもできなくさせるような内容の条例案なのか、再度伺っておきます。

それと、今回提案されているこの条例案第2条に「会派は、条例第7条……」、これは政務活動費の条例ですが、そこに書かれているものは、第7条の規定、収支報告書の提出等の規定に関わらず、途中で精算をしましょうということですが、この条文を見ると、「執行の見込みがなく

なったものについては」、「なくなったら」ですか。「なくなれば」ですか。たれば条例なんて、どこも聞いたことはない。

しかも、この状況を今、インターネットで調べれば、いろんな日本国内の自治体の状況が、つぶさに出てきます。私も相当調べました。この政務活動費を削減するというのは、いっぱいあります。県内でもあります。ただ、政務活動費を全額というところは、どこもありませんでした。少なくとも半分なり……。とにかくそれを議員の全員協議会を開いて、皆さんの意思を統一した上でお返ししましょう。そして、コロナ対策に使ってもらいましょうというのが、どこの議会でも同じことは言われています。

直接、私も茨城の議会事務局に電話して聞きました。先ほど、ないといいましたけど、そこは、交付決定をしなければ全額返済できるので、交付決定を待ってもらって、書類で全額返済というのをやったそうです。それは合法的です。

そういうことがあるのであれば、それはそれでいいんですが、ここにいる15名の議員が全員同じ方向を見て、コロナ対策に対応すべきだという思いから、先ほどの1割カットの条例案を出したんですが、それは見事否決されました。今、提案されている代表者にとっては、同じようなことを言っているんです、コロナ対策だと。であれば、議員全員が同じ土俵の上で協議をした上で、例えば、我々はもう半分使っていますから、じゃ半分返そうと。それなら、まだ話をできるんですよ。条例をつくられてしまつては、これは話をする余地なんかありません。

しかも、このような条例は、恐らく日本では勝浦市議会だけでしょう。勝浦市議会の資質がここで問われるということ、まず、そのことも含めて、回答願います。できるものであれば、議長にお願いします。この条例案、撤回してください。そういうことをできるものであればです。撤回をして、我々議員として話し合いをもって、対応したいと私は考えていますが、その辺は議長に聞いてもしようがありませんが、そういうことも思っています。以上の点について、まずお伺いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬洋男議員。

○12番（岩瀬洋男君） 政務活動費の目的に関しましては、皆さん御承知のとおりですが、議員が政策立案とか、あるいはいろいろ提言を行うために調査研究したり、その活動に資するためというようにことなると思っています。そういう形で、我々がそういう勉強するためというんでしょうか、そういうことも含めて、与えられているものだというふうに思っています。

使い道に関しては、まさしく御指摘のとおり、条例に書いてあるとおりですし、さっき私は視察というふうに言いましたが、本を買ったり、ほかのことで使われている方も当然いらっしゃるわけで、別にそれを何も否定しているものではない、ありません。そのとおりだなというふうに思っています。

だから、今回も、様々な会派の事情があるだろうし、既に一度、配付されてしまっているわけですから、それをお返しいただくというのはやはり、いろいろ御意見があるというふうに思います。ただ今回、条例は早めに対応したほうがいいだろうということでありますので、12万円納付できないという会派もあるかもしれませんが、それはそれとして、希望としては全額集まればなと思いますけど、そこまでの強制的な制約をつけているわけではなくて、その範囲の中で返還していただくというような内容の趣旨になっております。

最後のところが、ちょっとうまく分からなかったんですけど、15名が同じ方向を向いていると

いうのは今、鈴木議員が言われたとおり、まさしく会派代表者会議を議長が設定して、4名で集まったときも、全くそう思っていました。できれば、市議会の方向として同じ方向を向いて、市民の皆さんにお伝えできればというふうに思っていたわけですが、残念ながら、その場所では多数決みたいな形になってしまって、それぞれのグループが発議案を出しているということでございます。だから、その向いている方向は、同じ方向なんでしょうけれども、今回、たまたまその方法が異なってしまったんだろうなというふうに今、私は思っています。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（鈴木克巳君） 答弁漏れ。

○議長（黒川民雄君） 岩瀬洋男議員。

○12番（岩瀬洋男君） 私の理解できた質問は今、4点ですので、申し訳ないんですけど、もう一つあれば、再質問していただきたいと思えます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（鈴木克巳君） この再質問は1回目でもいいか。理解してないってことで。

○12番（岩瀬洋男君） いいです。どうぞ。1回目ですかということだから、1回目でもいいんじゃないですか。

○議長（黒川民雄君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 先ほど質問した中に条例制定をしてまで、これをやる必要があるのかという部分、私は言ったつもりがあるんです。条例制定と、やっぱり全員協議会で、こういうことについては……。条例を制定して返還の手続をするということについては相当、大きな疑問があるんです。弁護士に聞いたところ、こういう条例は制定できないことはない。条例ですから、市議会で決めればいわけですから。ただ内容が、条例という重みのある法律にそぐわないということは言っていました。ですから私は、なぜ条例を出したかということをもと聞いておきたい。これ、2回目でもいいです。

それで、今お答えがありました。まずこの政務活動費、我々が議員活動する上で、3月に予算化をして、1人当たり12万円を支給されたんです。実際に本当にやっていたら、12万円なんて本当あつという間に使ってしまう。勝浦市のこの政務活動費は、全国では高いほうではありません。ただ12万円というのは結構あちこちあるんです。今回削減しているところは、ほとんど12万円よりも多いところ。最低でもみんな、1万円は議員活動のために残していますよ。当初から月3万円とか月5万円という自治体、それは自治体の大きさによって相当開きはありますが、この勝浦の場合、使わなかったら返せよ条例は全くおかしい。少なくとも皆さんで協議した上で、条例制定しないで、半分返しましょう。そのあと半分は、我々もう使っちゃっているから、もう返せませんから、残り半分は、じゃ返すように努力しますよということには言える。だけど、このように強制的にやられたのであれば、それはできないと言うしかないんです。

そこで、再度お伺いするのは1点目と、もう一つ、今、答弁の中で言われましたが、それはそれとしてとか、たまたまとか、そんな答弁はないはず。我々は自分たちに大事な法律をつくっているんですよ。我々15名の議員の議会の法律を今つくっているんです。その中で、たまたまとか使わなかったと、そんなものはないし、この条例をつくるのであれば、全部に同じ対応で当たるのが、この条例案ではないかと思えます。使わなかったらとか、執行の見込みがなくなったもの。執行の見込みがなくなったなんて、まだ2か月しかたっていない中で、考えられるわけが

ないんです。何が起こるか分からない、議会活動の中で。

しかもコロナは3月に終息するなんてないと思いますし、また、これから始まる夏の海水浴場だって、勝浦、まだ公表していませんけど、ほとんどのところが、もう海水浴場、開設しませんという情報は出ています。そういうものを含めて、我々が議員として活動するその源が、この政務活動費であるというふうに私は認識しています。

そして、議会基本条例をつくりました。この条例についても、議会は何をやるかというのをまだ、平成29年につくったばかりです。基本条例は、我々議員が活動する上での一番中心となるものですが、そこにも政務活動費、第17条にうたっています。「議員が政策立案及び提言を行うための調査及び研究その他活動に資するために交付されるものである」と。議会の基本条例でうたっているんですよ。それに基づいて、活動費の条例があるわけですけど、全くこれについては、私は条例提案が理解できない。

ですから、議長にお伺いしますが、この条例を議員に賛否をとって決するような内容ではないと思う。ですから、この条例は直ちに撤回させるべきだと思いますが、その辺については、どのようにされるのか、お伺いしておきます。

そして改めて協議会を開いて、勝浦のために我々議員は何ができるかというのを、全員協議で行うべきだというふうに思いますが、提案者の方については、その辺をどう考えるか、お伺いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬洋男議員。

○12番（岩瀬洋男君） 最初の質問は、この条例を提案した理由だと思いますが、今の条例ですと、年度末までに使用しなかった場合は、たしか4月30日までに収支報告の結果と金額を返す形になっているというふうに記憶しております。それでも、返還するという意味では同じことなんだと思いますが、ただ、今回は新型コロナ対策ということで、タイムリーな、タイムリーという、いつタイムリーかといえば、今、早めに対応するというようなことの中で、今回の条例は、早く返還できるといったことを目的とした条例というふうに理解をしています。

2つ目、会派のことですけど、これも、それぞれ会派に事情があると思います。したがって、先ほどから私は、全額返して180万円になればいいなという発議者の願いは、確かにありますけれども、それぞれ会派の中での事情があって、見込みも、こういうふうにこれから使うんだというふうなことは当然あるんでしょうから、その会派の中で判断を頂いて、これはいいよということであれば、半額でも結構でしょうし、その分残しても結構でしょうけれども、新型コロナウイルス対策のために使っていただくというような趣旨での条例の発議であります。私が理解した質問は、以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。

会議規則によれば、発言内容は第55条に定められておまして……。

鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 何だかんだ理由づけしかやってないんで、条例でやるということ自体が、私は考えられないんです。この政務活動費を「見込みがなくなったものについては」って、なくならないんだから。これ、全議員に統一した条例にはならないんです。そのところを、さっきから言っていますが、一日も早く市のほうに返して、コロナ対策に使ってもらいたい。さっき私が第3号で提案したら、皆さん否決していますけど、そっちのほうが決まれば、来月から、報酬

をその分、カットすればよかったです。例えば対案として5%なり3%。3%で150万円です。4%で200万円です。そのほうが手っ取り早い。何も議論しなくとも、はい分かりましたで済むような議案だったんですけど、皆さんは反対されました。何があるのか分かりませんが。

私は、反対するためには、ちゃんと反対の理由を申します。何も言わずに反対、ただ手を挙げない。それで、議会として本当に成り立つのか。議会基本条例に、議員はそれぞれの自分の思いをやりなさいというふうに書いてあるんです。

だから私は、反対の立場をもって質問しているんで、この条例制定案については反対せざるを得ない。そういうことで、我々会派としては、これが制定されたとしても、返還額はゼロ円になることを申し添えておきます。答弁は要りません。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。鈴木克巳議員。

〔1番 鈴木克巳君登壇〕

○1番（鈴木克巳君） 毎回討論させてもらうのは初めてです。ただいま議題となりました発議案第4号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

まず、条例制定案については、先ほど議案に対する質疑でも明らかになったように、そもそも条例を改正することに、何を目的として制定するかが全く理解できません。

今、まさに真ただ中にある新型コロナウイルスの世界的な蔓延と感染拡大、日本国内においても非常事態を宣言することとなった事態に対し、勝浦市としても、国の地方創生臨時交付金を活用し、市における新型コロナウイルス感染症対策を積極的に行っているところではありますが、新型コロナウイルスによる感染症の終息が全く見えない状況の中においては、市としても、さらなる対策強化を図っていかなければなりません。

そのような状況の中、我々も市議会議員として自らを律し、市民の生活に対する行政対応の一助とすべく、時限的ではありますが、議員報酬を1割カットすることにより、市民への支援の姿勢を示すべきとの提案を市議会全員協議会で示したところ、これに賛同できない議員会派から、今回の条例制定案が提案されましたが、政務活動費が我々議員に交付されるその趣旨は、勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例第1条に規定されているとおり、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、勝浦市議会の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、政務活動費の交付を受けているものであります。

そもそも我々が議員としての正当な活動の源として、その政務活動費を、執行の見込みがなくなったものについては、年度途中で収支報告書を提出し、残額を返還できるようにするとは、何

とも理解しがたい条例案であります。

しかも、この条例案に賛同し、返還する会派の議員の皆さんは、今年度途中において、議員活動を行わないと、市民に対し、宣言しているようなものであります。

確かにこの新型コロナウイルスの対応のための一助にと、全国の自治体において、議員報酬削減、政務活動費の合法的減額や削減、常任委員会の視察中止などは提案されており、隣の鴨川市においては、職員の給与の削減まで実施するとのことでもあります。

県内の多くの自治体においても、その傾向はありますが、当勝浦市のように、政務活動費を返還させるために、提案されたような条例を制定し、対応する自治体は、私の調査では、この勝浦市以外の自治体では確認できませんでした。

この一連の対応を検討する上で、我々は正当に弁護士に相談しており、この条例制定案は、特に法令に反するものではないとの見解を受けておりますが、このような条例を制定しても、市に対する財源確保のために行うことについて、全く意味のないことだというような指摘を受けております。

以上申し上げたとおり、提案されている勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定案は、何ら効力を持たない条例であることを指摘させていただきます。

以上のことから、この条例案は、議会での賛否により決することはいかなるものかと思うことから、取下げを行うことが適切ではないかと思っておりますが、それは、この中では議論できません。これをこの後、採決するのであれば、当然、私たちの2人は反対せざるを得ないことを表明して、討論を終わります。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。末吉定夫議員。

〔15番 末吉定夫君登壇〕

○15番（末吉定夫君） 私は、発議案第4号について賛成の立場で討論をいたします。

本案は、新型コロナウイルス対策に係る市議会の対応について、議長の招集による全員協議会及び会派代表者会議における協議の結果により決定し、提案するものであります。議員報酬については、既に平成23年4月より、財政難対策を目的に1割減額をしております。昨年度までの9年間の報酬、期末手当を合わせた削減額は7,400万円を超え、15名で割りますと、1人当たり約500万円にも及びます。

こうした中、今日まで議員活動を続けており、平成30年10月には勝浦市特別職報酬等審議会において、1割削減前の報酬月額に改定することが妥当である旨の答申を頂いたところでありますが、継続して報酬を減額したまま、議員活動を行ってまいりました。

この議員報酬の減額を継続し、コロナ対策として、本年7月から来年3月までの期間における報酬及び12月の期末手当、合わせて約560万円と、本年度の政務活動費を議員自らの報酬により議員活動経費を賄うこととすることにより返還し、さらに各委員会における行政視察に関連する予算約100万円についても減額することとし、市民への新型コロナウイルス対策への財源、約840万円として活用していただくために決定された市議会としての方針によるものであります。

以上申し上げたとおり、賛意を表し、賛成の討論といたします。よろしくどうぞお願いを申し上げます。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。寺尾重雄議員。

〔8番 寺尾重雄君登壇〕

○8番（寺尾重雄君） 発議案第4号について反対の立場で討論いたします。

今、賛成討論の中で、平成23年4月から10年間報酬を下げたからという話もありましたが、平成23年4月の報酬については、ここにいる何人かの議員はそれを恒久的に削減し、私と、ここにいる岩瀬議員は反対の立場で時限的で立法で申請したのが、恒久的な削減で28万8,000円という立場で、きております。ただ、勝浦市議会の報酬については、この28万8,000円は今の勝浦市議会の報酬であります。

そうした中で、先ほど来から、この政務調査費、貴重なる政務調査費は、私が議長のとときに8万円を12万円に上げ、皆さんの同意のもと、12万円になったいきさつがあります。その政務調査費の中で、議会活動、勝浦市の市民に対する行政サービス、いろいろな面での議員の活動費でございます。それを下げてまで、この条例、先ほど来、反対討論の立場であった鈴木克巳氏の条例案の制定。私も、この条例案が何の意味を持って、何の拘束をもって……。それだったら、先ほど来、報酬の2%、3%を下げれば、それに匹敵するものはあるじゃないか。そういう中の議論が、ただ全員協議会で反対者が何人いたから、賛成多数でその方向に向ける。そういう議会では違うのではないか。真意から、真剣になって市民を思ったら、どこにその筋道があるか。その辺を考慮し、政務調査費の法令に反対という立場で討論させていただきます。以上をもって、私の反対討論といたします。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第4号 勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手多数であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、発議案第5号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について、発議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。戸坂健一議員。

〔5番 戸坂健一君登壇〕

○5番（戸坂健一君） 議長より御指名を頂きましたので、ただいま議題となりました発議案第5号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について、及び発議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第5号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

す。

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。

しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには、経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えています。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や、教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保が急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい状況を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2021年度に向けての予算の充実をしていただくことを強く要望しようとするものであります。

1つ、災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。

1つ、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

1つ、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

1つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

1つ、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

1つ、既存校舎の改築や更衣室設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

1つ、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

1つ、感染症に伴う臨時休校等により、児童生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないように、財政措置を講ずること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望いたします。

次に、発議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等と、その水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号及び発議案第6号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第5号及び発議案第6号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第5号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、発議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（黒川民雄君） 日程第5、報告であります。報告第3号 平成31年度勝浦市一般会計繰越明

許費繰越計算書について、報告第4号 平成31年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について、市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました報告第3号及び報告第4号について、申し上げます。

初めに、報告第3号 平成31年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、本件は、平成31年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、経営体育成支援事業ほか9件に係る経費2億229万6,000円を、令和2年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

次に、報告第4号 平成31年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書についてですが、本件は、平成31年度勝浦市一般会計予算の事故繰越しで、防災・安全社会資本整備交付金事業に係る2,086万7,000円を、令和2年度へ繰り越すために調製した事故繰越し繰越計算書であります。

以上で、報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって令和2年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時00分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第33号～議案第44号及び請願第1号～請願第2号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第3号～発議案第6号の総括審議
1. 報告第3号、報告第4号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員